

幼保連携型認定こども園 学校法人福寿学園 七宝幼稚園
利用契約書兼重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 福寿学園
代表者の氏名	理事長 竹腰正見
法人の所在地	愛知県あま市七宝町安松 8 丁目 92 番地
法人電話番号	052-444-4744

2. 事業の目的

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	<p>1. 「学校法人福寿学園」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。</p> <p>(1) 遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。</p> <p>(2) 同年齢や異年齢の子ども等、多様な人との関わりを通じて、他者と関わる楽しさやお互いの尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。</p> <p>2. 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。</p> <p>かけがえのない子どもの姿をありのままに受け止め、子ども一人ひとりの発達に即した関わり大切さを保護者と共に考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。</p>

3. (1) 幼保連携型認定こども園の概要

名称	七宝幼稚園
所在地	愛知県あま市七宝町安松 8 丁目 92 番地
電話番号	TEL: 052-444-4744 FAX: 052-442-0088
事業認可年月日	昭和 29 年 11 月 22 日

法人設立年月日	昭和 60 年 4 月 9 日
認定こども園化認可年月日	令和 5 年 4 月 1 日
園長氏名	竹腰 真理子

(2) 利用定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号 (幼稚園部分)				80 人	80 人	80 人	240 人
2 号 (保育園部分)				50 人	50 人	50 人	150 人
3 号 (保育園部分)	10 人	25 人	25 人				60 人
計	10 人	25 人	25 人	130 人	130 人	130 人	450 人

※利用定員は、年度によって変更になる可能性があります。

(3) その他

扱う保育事業の種類	子育て支援センター、延長保育、預かり保育、一時保育、病児保育事業（体調不良児対応型）
職員への研修実施状況	保育の質を高めるために全ての職員に対して実施
自己評価の概要	職員による教育内容などの自己評価を各学期末に行います。また、年間評価を年 1 回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。園内で不適切な言動や虐待が疑われる場合は速やかに園長へ報告し、必要に応じて関係機関へ通告等を行います。保護者に対しても虐待防止や子どもの権利に関する啓発を行い、安心して子育てできるよう支援します。
入園	1 号子ども (幼稚園部分) : 願書受付、面接を毎年 10 月 1 日に行います。(土日の場合は翌開園日) ※持病・発達の遅れ・食物アレルギーがある方は必ずお知らせください。 2・3 号子ども (保育園部分) : 保育の必要性の高い順 (市町村が入所決定)。入園手続きの詳細については、あま市 9 月広報をご覧ください。 ※あま市在住者が優先となります。

	<p>※1号（幼稚園部分）、2号（保育園部分）の併願は出来ません。 ※入園前健康診断を受けてください。（3カ月以内のもの） <u>入園手続き後1年以内に、お住まいの市町村から他市町村へ引越し予定のある方は、事前に必ずご相談ください。</u></p>
嘱託医	園医：浅井雅則、歯科医：太田由佳、薬剤師：岡村隆

4. 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	<p>1号子ども（幼稚園部分） ※新2号子ども含む</p>
入園対象地域	あま市・大治町・清須市・名古屋市・蟹江町・津島市・稲沢市在住者・園長が特に認めた者
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日
教育・保育を行う時間	<p>〈登園時間〉 8：00～10：00 ※送りの方は9：00までに登園 〈教育時間〉 10：00～14：00 〈延長保育〉 月～金 14：00～18：00 ※1日単位での利用は17時まで</p>
教育・保育の提供を行わない日	<p>土曜日、日曜日、国民の祝日等、園長が特に定めた日 春季休業日 4月1日～4月7日頃 夏季休業日 7月21日頃～8月31日（10日間ほど夏期保育有り） 冬季休業日 12月21日頃～1月9日頃 学年末休業日 3月21日頃～3月31日</p> <p>※運動会・お遊戯会など休日行事の代休があります。 ※入園式・卒園式・入園受付日・キャンプ等、参加のない学年は休園となります。</p> <p>〈預かり保育期間〉 上記休業日期間は、新2号子どもの方や、就労のある方は預かり保育を行います。別途、日額料金がかかります。 8月13日～8月15日（お盆）・12月29日～1月9日頃（年末年始）はお休みとなります。 天候や感染症の流行により休園する場合があります。</p>

	2・3号子ども（保育園部分）
入園対象地域	あま市在住者優先
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日 ※土曜保育を希望される方は、前月の1日までに1,500円（副食費・幼児のみ）を添えて土曜利用申込書を提出して下さい。 職員配置の都合上、期日を過ぎてからの申し込みは受付できません。
教育・保育を行う時間	〈教育時間〉 8：00～16：00（短時間認定） 7：30～18：30（標準時間認定） 〈延長保育〉 16：00～19：00（短時間認定） 18：30～19：00（標準時間認定）
教育・保育の提供を行わない日	日曜日、国民の祝日等、園長が特に定めた日 12月29日～1月3日（年末年始） 7月21日頃～8月31日、12月20日頃～1月9日頃、3月21日頃～31日は、希望保育期間となります。（年によって異なります） 天候や感染症の流行により休園する場合があります。

※保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育等が終わった時間15：00までとします。

※8月13日～15日、3月30日、3月31日及び土曜保育の利用には、ご両親の就労証明書（園指定用紙）が必要です。

(1) 保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間（家から園、園から職場までに必要となる時間）とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願い致します。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分～19時00分までの範囲内で、延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面

での申込みが必要になります。)

土曜日を希望される方は、前月の1日までに所定の土曜利用申込書を提出して下さい。(両親共に希望日について就労証明が必要です。)

(2) 保育短時間認定を受けた園児の場合

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間(家から園、園から職場までに必要となる時間)とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願い致します。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、16時～19時までの範囲内で、延長保育を提供します。(延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。)

土曜日を希望される方は、前月の1日までに所定の土曜利用申込書を提出して下さい。(両親共に希望日について就労証明が必要です。)

※標準時間認定・短時間認定の保育要件がなくなった際には1号認定子どもに変更をしてください。

5. 施設の概要

敷地面積	4372 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 3215.54 m ²
施設の内容	・保育室(2-5歳児室) ・遊戯室 ・乳児室 ・調理室 ・屋外運動場 ・調乳室 ・屋内プール ・沐浴室 ・子育て支援センター ・一時保育室 ・園庭 ・事務室 ・応接室
設備の内容	冷暖房、床暖房

6. 職員体制

※在園児の状況により職員体制は変動します。

園長	1人	看護師	3人
副園長	2人	子育て支援員	7人
主幹保育教諭	1人	事務員	2人
保育教諭	80人	用務員	3人

7. 保護者負担について

(1) 利用料

	1号子ども (幼稚園部分・新2号子どもを含む)	2号子ども (幼児・保育園部分)	3号子ども (乳児・保育園部分)
保育料	なし	なし	所得に応じ、市町村が利用者負担額を決定
施設維持費	40,000円/入園時のみ	40,000円/入園時のみ	40,000円/入園時のみ
教育充実費 コドモン使用料及び 教育充実費の振替手数料	5,000円/月 100円/月 ※満3歳児より徴収	5,000円/月 100円/月	0.1歳 1,000円/月 2歳 4,500円/月 100円/月
保健衛生費 (おしぼり・シート使用料、クリーニング代)	なし (満3歳は500円/月)	なし	500円/月
給食費 主食費 副食費 土曜利用	3,000円/月 4,500円/月	月～金 3,000円/月 月～金 4,500円/月 土 1,500円/月	なし
行事費	行事により別途徴収させていただきます。 例) 観劇会、キャンプ、園外保育等 ※その他、教育、保育において提供される便宜に要する費用のうち、こども園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者が負担することが適当と認められるもの。		
バス送迎費	3,000円/月 利用者のみ 3歳児より乗車可能	なし ※バス利用不可	なし ※バス利用不可
その他	制服・体操服・スモック一式 (夏冬用・カバン等含む) 約60,000円～ 新年度用品 年少 約18,000円 年中 約9,000円 年長 約5,000円	制服・体操服・スモック一式 (夏冬用・カバン等含む) 約60,000円～ 新年度用品 年少 約18,000円 年中 約9,000円 年長 約5,000円	新年度用品 0.1歳約1,300円～ 2歳約4,000円～ (エプロン代含む)

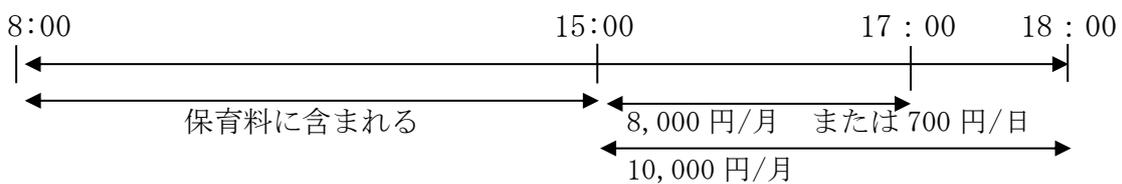
返還	施設維持費並びに納付した負担料はいかなる場合あっても返還を致しません。
----	-------------------------------------

※毎月かかるすべての費用（保護者負担）については、12ヶ月で割った費用となりますので、毎月同じ金額を徴収させていただきます。よろしくお願い致します。

※土曜給食は、1食のご利用であっても代金は1,500円/月です。（利用には両親ともに土曜利用の就労証明書が必要です。）

(2) 延長保育料

○1号子ども

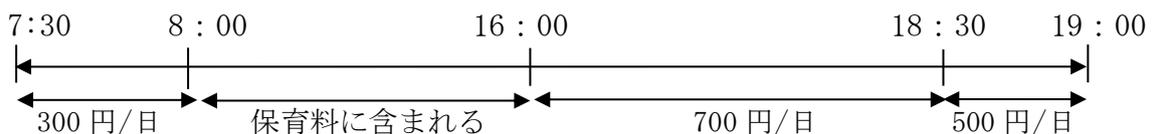


※15:00～延長料金がかかります。月額利用の方は、就労証明書・延長利用申込書が必要となります。

1日単位での利用は17時まで、どなたでも利用可能です。（就労証明書等必要なし）

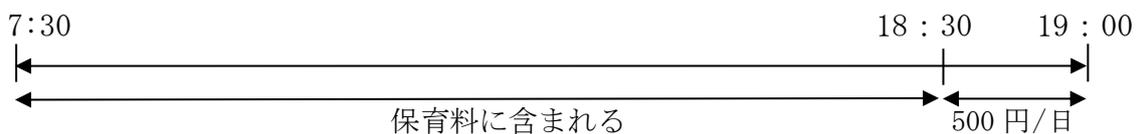
※新2号認定（保育の必要性の認定）の方は、利用日数に応じて日額450円の範囲で預かり保育が無償となります。（最大月額11,300円まで無償となりますが、月謝の金額を上回る場合は月謝の金額が上限）

○2号・3号子ども（短時間認定）



※7:30～8:00・16:00～は早朝・延長保育時間となり、早朝・延長料金がかかります。延長利用申込書が必要となります。

○2号・3号子ども（標準時間認定）



※18:30～は延長保育時間となり、延長料金がかかります。延長利用申込書が必要となります。

○その他

規定時間を過ぎた場合、コドモンの打刻時間で判定します。

保育標準時間認定の延長利用時間については申込書に従い、園で決めさせていただきます。

延長保育の利用は、1週間前までにお申し込みください。延長保育料は翌月の月謝で引き落とします。

(例)

9月分保育料・雑費（延長保育料除く）→9月分月謝振替日に引き落とし

9月分延長保育料 →10月分月謝振替日に引き落とし

8. 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ） ※給食委託会社より派遣された栄養士・調理師が園調理室を使用して調理を行います。
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。主食は米飯を主にしています。おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用します。外国の食文化にも触れるため洋食メニューも提供します。毎月、月末に翌月の献立表を送信します。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書、食物アレルギー除去食指示書（所定フォーマット）、生活管理指導表の提供が必要です。 乳児クラス（0.1歳児のみ）は、個別に相談の上、診断書または給食委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 幼児クラスと2歳児クラスは、除去食・代替食の給食提供はいたしません。アレルギー食材を使用するメニューの日は、お弁当を持参してください。 ※アナフィラキシー疾患に対しての給食提供が行えない場合があります。入園時に必ずご相談ください。

9. 健康診断・健康管理について

(1) 内科検診

乳児・幼児	毎年2回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性がある場合は個別に連絡致します。
-------	--

※健康で安全な園生活を送っていくために、入園決定後に園指定の健康診断書（医療機関の印鑑が必要）を提出していただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※伝染病は医師の許可が出るまでは出席停止となり、出席の際に登園許可書の提出が必要となります。園内感染を防ぐ為、ご協力下さい。

※疾患・持病（食物アレルギー・熱性けいれん・てんかん・ひきつけ等）のある方は、医師の診断書等が必要になります。園生活において投薬が必要な場合は、必ずお知らせ下さい。てんかんや心臓病等の持病がある方のスイミング参加については、保護者様に付き添いをお願いする場合があります。（常に見守り監視）付き添いが不可能な場合は、スイミングを見学して頂きます。

※健康管理票（入園時配布）は年3回見直し、子どもたちの健康管理に努めます。

(2) 身体測定

乳児・幼児	毎月1回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コドモンで通知します。
-------	--

(3) その他

歯科検診につきましては、全園児年1回実施します。

診断結果については、幼児・乳児ともに、歯科検診の結果にてお知らせします。

10. 年間予定表

月	行事内容
4月	●入園式
5月	遠足 ●幼児小運動会（年少保護者のみ）
6月	歯科検診、内科検診 ●個人懇談 ●七夕参観
7月	夏祭り 震災訓練 ●年長キャンプ
8月	
9月	●乳児お遊戯会
10月	●幼児運動会 ●遠足（年長保護者のみ）
11月	内科検診 ●乳児運動会
12月	●幼児お遊戯会 クリスマス会 もちつき大会
1月	観劇会 なわとび大会 ●幼児プール参観
2月	●保育参観 お別れ遠足

3月	ひな祭り ●卒園式
----	-----------

※年度によって変更する場合があります。

●保護者参加の予定です。

11. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方が予め指定した連絡先へ速やかに連絡します。緊急連絡先は、入園の際に提出する「健康管理票」で届け出ます。

12. 送迎方法について

自家用車での送迎	園周辺の道路は、最徐行でお願いします。地域の皆様や一般の方にご迷惑とならないよう、一方通行等の園独自ルール（入園説明会で案内）を設けています。子どもたちが、安全に登降園できるよう、ご協力をお願いします。
バスでの送迎	決められたルートの中で、バス停を設定しております。お近くのバス停をご案内します。 バス停は、近隣の方のご迷惑とならないよう、ルールを守ってご利用ください。 子ども達が安全に乗降車できるよう、「安全のしおり（入園時に配布予定）」を必ずお読みください。

12. 非常災害時の対応

非常事態の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	竹腰 知佳
防災設備	自動火災警報機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 防火カーテン、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。

13. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難準備情報・避難勧告 避難指示 特別警報発令時	適用地域の場合、解除されるまで休園となります。 登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。

避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・食料 有 ・懐中電灯 有 ・ミネラルウォーター 有 ・粉ミルク 有
---------	---

14. 暴風警報発令時等における登園の取り扱いについて

入園時に配布します「入園のお知らせ」に記載されています、「暴風警報」「大雨・洪水・大雪警報」「地震警戒宣言」に伴い、判断します。下記に一例を掲載します。

暴風警報	午前7時までに警報が解除された場合は、平常保育を行います。
	午前7時までに警報が解除されない場合は、休園となります。(コドモンで連絡)
	園に登園してから降園時間までに警報が発令された場合、コドモンで降園時間をお知らせします。バス送迎に危険を伴うと判断された場合は、園までお迎えをお願いします。

15. 保育内容に関する相談・苦情

利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談者 竹腰 知佳 ・苦情解決責任者 竹腰 真理子 ・利用時間 10:00～16:00 ・電話番号 052-444-4744
第三者委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員 吉川 徹 ・電話番号 052-961-5678

16. 園児に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付 ほいくのほけん
保険の内容	国、学校(含認定こども園)の設置者、保護者の第三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをすることになります。

17. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。 (ただし、抗けいれん剤については、診断書、園医の判断を仰ぎ対応します。) ・他の利用者に対する宗教活動や営利活動等の他の迷惑となる行為はやめて下さい。
退園 (利用の終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・園児が小学校に就学した時 ・児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった場合 ・第4項に記載する入園対象地域から転出する場合 ・長期に渡り欠席する場合 ・保護者負担金を2か月以上滞納した場合 ・保育を行う事が困難と判断された場合 ・七宝幼稚園の教育方針や運営方針にご理解が頂けない場合 ・園への申告内容に、虚偽の申告が判明した場合 ・保護者が事業者や従事する職員又は他の利用者(園児、保護者)に対して重大な背信行為を行った場合 ・保護者が過失により園運営を著しく害した場合

18. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た園児、保護者及びその家族等に関する情報について秘密保持し、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はできないこととします。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

19. 子育て支援

満3歳児保育について	<ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳月を迎えた翌月から幼稚園部分の1号子どもで入園します。 ● 週5日 8:00～14:00 (14:30～15:00 お迎え) ● 慣らし保育あり (入園から1週間程度) ● 預かり保育あり ● 若干名 ● 保育料—無償化の対象 (幼稚園部分1号子どもに認定されます) <p>※入園時に施設維持費 40,000 円を納入していただきます。 ※教育充実費、給食費等が別途毎月必要です。(P6 参照) ※兄弟児で2号認定が出ている場合のお申し込みはできません。</p>
------------	---

	<p>☆入園 1 か月前に 1 号認定の申請を行っていただきます。手続きに必要な書類は入園 1 か月前にお渡しいたします。</p>
子育て支援	<p>「地域の人と人が出会う場所」・「子育てが楽しめる場所」・「子育て中の保護者の孤独をなくす場所」を目指して、子育て支援教室を開設します。また、入園案内や、園見学なども行い、本園を知ってもらう機会を設けています。</p> <p>※詳細は別紙にて</p>

※この重要事項説明書の内容は、令和 7 年 9 月 1 日現在の情報です。